

全国商工会議所の ビジネス総合保険制度

事業経営をとりまくさまざまなリスクを総合的に補償します

タフビズ賠償総合保険+事業財産総合保険*(休業損失のみ補償)

※休業損失を補償する場合に付帯



事業経営をとりまくさまざまなリスクに備えていますか？

施設・設備等の
管理の補償

業務遂行の補償

生産物の補償

各種費用の補償

スケールメリットを
生かした割安な
保険料水準

保険期間(ご契約期間)

平成28年7月1日 午後4時～平成29年7月1日 午後4時

募集期間

平成28年4月12日～平成28年6月30日

中途加入
毎月受付中
(P9をご覧ください)

日本商工会議所



もしも!

貴社が他人の身体・財物にかかわる事故を起こした



高額賠償事例

さまざまな場面に高額賠償のリスクが潜んでいます



工場建設時の欠陥に起因する事故

工場を建設し、引渡した後、台風により建物の屋根が剥離・飛散。大量の雨水が漏水し、天井や壁内装等に甚大な被害が生じた。事故原因調査により、設計通りに工事が行われていなかったことが判明した。

¥ 約5,440万円



食料品の原材料による事故

製造・販売した菓子に異味・異臭がするとして消費者からクレームが殺到。菓子メーカーは仕入れた原材料が原因であったとして、原材料を納品したメーカーを訴えた。

¥ 約2億7,800万円



事業経営をとりまくさまざまな賠償リスクを包括補償の範囲を2つのプランから選択いただけます。

基本の補償

ベーシックプランで幅広く、しっかり補償



争訟費用

被害者治療費

初期対応費用



施設・設備等の管理の補償

施設・設備等に関連する賠償責任の補償



店舗の床がぬれていたためお客さまがすべって転び、ケガをした。



業務遂行の補償

業務遂行に関連する賠償責任の補償



自転車で出前中に通行人にぶつかり、ケガをさせた。

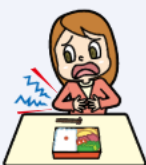


生産物の補償

生産物・仕事の結果に関連する賠償責任の補償



接続部の欠陥により、製造した電化製品から出火し、燃え移った建物が損傷した。



場合、高額な損害賠償を求められる可能性があります。



マンション設備の不良

マンション天井裏のスプリンクラー設備から漏水し、戸室に水ぬれ被害が発生した。設置業者が繁忙期のため水圧のチェックを怠ったことが原因であるとして、訴えられた。

¥ 約7,990万円



食中毒が発生

飲食店で製造・販売した弁当を食べた約300名が、下痢・腹痛などの症状を訴えて入通院した。検査の結果、弁当からO-157が検出された。

¥ 約4,500万円



施設の管理に起因する事故

自転車でコンビニエンスストアの店頭を通りかかった通行人が、段ボールの上に放置されていた折り畳みコンテナ(商品搬送用プラスチック製ケース)につまずき転倒。腰部を強打し骨折した。

¥ 約2,460万円

して補償します!

ベーシックプラン

ワイドプラン

リスク状況や
ご要望に合わせて、
さらに補償を手厚く!

おすすめ

ワイドプランなら さらにここまで補償!

など各種費用も補償します!



配管から水漏れが発生、階下の他人の店舗を汚損した。

納品中、誤って他人にケガをさせた。



調理場より出火。火災によりお客さまがケガをした。

販売した飲食物がもとで、お客さまが食中毒を起こした。



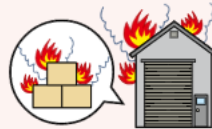
階段のワックスがけ終了後、ふき残しが原因で通行人がケガをした。



研修のため、一時的に借用した会議室の床を破損してしまった。



設備工事の作業時にサーバーの電源を切断、サーバー内のデータを破損してしまった。



お客さまから修理のため郵送されてきた販売品を保管中に、火災で焼失した。



通行人にケガをさせた対応などにより、工事の完成が期日より1か月遅れ、施主から遅延金を請求された。



オプション補償



賠償責任の補償

貴社が他人の身体の障害・財物の損壊について法律上の損害賠償責任¹を負担することによって被る損害(損害賠償金に加え、さまざまな費用)を補償します。

基本の補償

前ページの基本の補償には2つのプランに応じた次の補償があります。

1	人格権侵害・広告宣伝侵害補償*	不当行為や広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシー侵害	○
2	使用不能損害拡張補償*	他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能 ^{*1}	○
3	国外一時業務危険補償*	国外出張業務に起因する事故	○
4	来場者携帯品等補償*	お客さまから預かった携帯品 ^{*2} の損壊	○
5	借用財物損壊補償*	他人から借用した財物の損壊	○
6	管理財物損壊補償	作業を行う対象物の損壊	○
7	施設修理等危険補償	施設の修理等に起因する事故	○
8	昇降機危険補償	エレベーター・エスカレーターに起因する事故	○
9	工作車・施設内専用車危険補償	工作車および施設内専用車 ^{*3} に起因する事故 ^{*4}	○
10	漏水補償	施設の給排水管等からの水漏れ事故	○
11	雨漏り等補償	施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による事故	○
12	国外一時持出品補償	生産物が一時的に国外に持ち出された際に発生した事故 ^{*5}	○
13	生産物・仕事の目的物損壊補償*	生産物・仕事の目的物自体の損壊 ^{*6}	○
14	リコール費用補償*	生産物の回収費用 ^{*6}	○
15	不良完成品損害補償、不良製造品損害補償	生産物が成分や部品等として使用された完成品や、生産物等により製造・加工等された財物の損壊・使用不能	○
16	借用イベント施設損壊補償*	借用イベント施設の損壊	○
17	データ損壊補償*	他人のデータ・プログラムの消失・損壊	○
18	受託物損壊補償*	業務に伴い管理する受託物の損壊	○
19	謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償*	謝罪広告等および事故再発防止のための費用	○
20	工事遅延損害補償*	工事が遅延した場合の遅延規定に基づく損害賠償金	○
21	支給財物損壊補償*	工事の遂行のために支給された財物の損壊	○

おすすめ!



ワイドプラン

^{*1} 生産物や仕事の結果に起因する事故については、その生産物や仕事の目的物自体に不測かつ突発的な損壊が発生している場合のみ、お支払いの対象となります。
^{*2} 携帯品が貨幣や有価証券等の高価品であった場合は、お客さまがその種類と価額を明らかにしてはつきり告げて施設に預けたのであれば、その携帯品の損害に対しては責任を負いません。
^{*3} 施設内専用車にはナンバープレート取得車両を含みません。
^{*4} 自賠責保険・自動車保険等で補償されるべき額の超過分のみがお支払対象となります。
^{*5} 日本国内で損害賠償請求がなされた場合のみお支払いの対象となります。



用語のご説明

1 法律上の損害賠償責任

故意・過失などによって他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に対してその損害を補償しなければなりません。これを法律上の損害賠償責任といいます。主なものに、加害者の不法行為に基づく賠償責任と債務不履行に基づく賠償責任があります。なお、故意による損害は、保険金のお支払いの対象にはなりませんのでご注意ください。

ベーシック プラン

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

×

×

×

×

×

×

事故の例

	1	工事現場で不審者を資材泥棒と誤認して拘束してしまったことが判明し、当人から名誉毀損で訴えられた。
	2	店舗の外装工事中に誤って電源を切断、店舗建物その他設備には損傷はなかったが、店舗が休業を余儀なくされ、経済損失を被った。
	3	海外出張で取引先の社屋を訪問した際、備品を壊してしまった。
	4	レストランでお客さまから預かったコートを紛失した。
	5	工事に使用するためにリース会社から借りていたパワーショベルを破損した。
	6	ビルの外壁の一部を補修中、工事対象の壁面の内壁を破損した。
	7	店舗の修繕作業中に来店客にケガをさせてしまった。
	8	エレベーターのドアが故障し、お客さまがドアに挟まれケガをした。
	9	工事現場で使用していたパワーショベルで誤って駐車中の他人の車を破損させた。
	10	事務所の配管から水漏れが生じ、階下の他人所有の店舗の天井に汚損が生じた。
	11	自社ビルの屋根からの雨漏りにより、テナントの什器を損壊した。
	12	製造したスーツケースの取っ手が海外旅行中に外れて購入者が足にケガをした。帰国後に製造業者が損害賠償請求された。
	13	ガス管設置工事に欠陥があり、ガス漏れによる爆発事故が発生。負傷した被害者から治療費を請求されると共にガス管そのものの損害賠償も請求された。
	14	製造した製品の欠陥が原因で対人事故(または対物事故)が発生したため、その製品を回収した。
	15	製造した部品の欠陥により、①部品が組み込まれた完成品が損壊した。②部品が組み込まれた機械で製造された財物が不良品になってしまった。
	16	借用した展示会場での出張販売において、商品を運ぶ際に誤って施設の壁を損壊した。
	17	電気配線時にお客さまのオフィスのパソコン接続を誤り、パソコン内のデータを消失してしまったため、その復旧費用を負担した。
	18	お客さまに引渡しを行った自社製品につき、お客さまの保管場所の都合から、その一部を自社で一時的保管することとなった。その保管中に損壊した。
	19	食中毒を発生させてしまい、謝罪対応・再発防止対策のために社外の専門家にコンサルティングを依頼、コンサルティング費用を支払った。
	20	クレーンが転倒、隣接店舗に財物損壊が発生。工事が遅延し、施主に遅延金を支払った。
	21	空調取付業者が、施主から支給されたエアコンを取付工事中に落下させてしまい、エアコンが破損した。



各種費用の補償

事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・和解・示談などの対応の費用をお支払いします。

事故発生の際に適切な対応を行うために

損害防止費用 権利保全行使費用※7

発生した事故による被害の拡大防止にかかった費用等



緊急措置費用※7

ケガ人の応急手当をしたとき等



被害者治療費等補償※7

被害者の治療費を負担したとき等



初期対応費用補償※7

事故現場の後片づけをしたとき等



争訟費用※7

訴訟にかかった費用等



協力費用※7

引受保険会社に協力するためにかかった費用等



訴訟対応費用補償※7

書類の作成など、訴訟に関する諸費用等



※6 対人・対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、対物事故は生産物・仕事の目的物のみが損壊した場合を含みません。また、リコール費用拡張補償特約をセットすることで対人・対物事故の「おそれ」によるリコールを補償することができます。詳細はP5をご参照ください。

※7 結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。

*のついた補償は基本契約とは支払限度額②が異なります。詳細はP10および別冊「重要事項のご説明」P6以降の「補償内容の詳細」をご参照ください。

2 支払限度額

引受保険会社が支払う保険金の限度額となります。損害の額が支払限度額を超える場合には、超過分は被保険者の自己負担となりますのでご注意ください。

オプション補償

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。

オプション補償 | オプション補償のセットにあたっては、別に定める保険料を払い込みいただきます。

賠償責任の補償

借用不動産 損壊補償特約

借用不動産 **3** が損壊した場合に、貸主に対する損害賠償責任を補償します。



利益・費用の補償

食中毒・ 特定感染症 利益補償特約

記名被保険者 **4** の営業(食品の製造・販売・提供にかかる仕事)が食中毒や特定感染症 **5** によって休止または阻害された場合の減少した営業利益や営業休止中の従業員の給料等の経常費および収益減少防止費用 **6** を補償します。



おすすめ



リコール費用 拡張補償特約

基本の補償の「リコール費用補償」支払限度額を1回の回収等および保険期間中3,000万円に増額し、さらに対人・対物事故の「おそれ」によるリコールまで補償を拡大します。



休業損失の補償

火災などの事故による 休業損失の補償※ (事業財産総合保険)

※食中毒・特定感染症利益補償特約と補償内容が重複する部分があります。補償が重複する場合は補償が過大になり、不要な保険料をご負担いただくこととなりますので、十分に注意してください。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

火災、風災、水災、漏水による水ぬれなどの事故やそれらの事故による敷地外ユーティリティ設備の中断により休業せざるを得なくなった場合の損失を補償します。(地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損失は補償しません。)



事業財産総合保険には、休業損失限定危険補償特約・補償内容変更に関する特約が自動セットされています。

上記のほか、一部の補償の支払限度額を増額する拡張補償増額特約や補償範囲を限定する特約をご用意しております。拡張補償増額特約についてはP10、その他



用語の
ご説明

3 借用不動産

被保険者が事務所、店舗、工場または倉庫として日本国内において他人から借用する建物または戸室をいい、その建物と同時に借用した什器・備品を除きます。ただし、居住の用に供する建物および戸室ならびに各種行事のために一時的に他人から借用する建物を除きます。

4 記名被保険者

加入者証および加入申込票の記名被保険者欄に記載された者(補償の対象となる方)をいいます。

具体例

次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

CASE 1

店舗焼失

調理場の火が燃え移り、借用店舗を焼失してしまった。



CASE 2

事務所の損壊

賃借している事務所給湯室で、ガスコンロの取扱いミスにより爆発、部屋が損傷した。

CASE 1

食中毒発生

食中毒を発生させてしまい、営業を休止したため、休業損失が発生した。



CASE 2

感染症発生

食品スーパー内で特定感染症が発生し、施設を休業した。

CASE 1

製造した機械に不具合

事故は発生していないが、製造した機械が発火し、火災を起こすおそれがあることが判明したため、製品を回収した。



CASE 2

製品の事故

製造・販売した食品にアレルギー表示のモレがあることが発覚した。まだ事故の報告はないが、事故が発生するおそれがある製品の回収を行った。

CASE

隣接店舗の火災

隣接した店舗で火災が起き、消防活動による水ぬれ・破壊を被った。

お支払いする保険金

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

損害賠償金

修理費用

争訟費用など

収益減少額
事故発生直前
12か月の売上高
を基に算出した
減少の額

× 直近の
会計年度の
利益率 ⑦

- 経常費
のうち支出を
免れた費用

+ 収益減少
防止費用

回収費用

新聞・雑誌等の社告費用

原因の調査費用

など

保険金額に休業日数を乗じた額

休業日数短縮費用

の特約については別冊「重要事項のご説明」P6以降の「補償内容の詳細」をご参照ください。

⑤ 特定感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフスなどをいいます。詳細は別冊「重要事項のご説明」P14をご参照ください。

⑥ 収益減少防止費用

支払期間内において、営業収益の減少の発生および拡大の防止のために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。

⑦ 利益率

営業利益と経常費の合計額を営業収益(売上高等)で除した率をいいます。

保険料について

割引制度等についてまとめています。ご加入前に必ずご確認ください。

日本商工会議所のスケールメリットで約10%割引|となります。(タフビズ賠償総合保険)

- 保険料は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込の売上高(建設業は完成工事高・売上高)」に基づいて算出した保険料によりご加入いただけます。
- ※オプションで休業損失補償付保の場合は、対象施設を特定し、1日あたりの粗利益を基準に保険金額を設定します。
- 確定保険料による契約ですので、保険期間終了後の確定精算は不要です。

新設法人等の取扱いについて

新規事業者等で、最近の会計年度(1年間)の税込売上高が把握できないときは、ご加入時における「事業計画値」等を売上高等とみなして保険料を算出します。この際も確定保険料となりますので、保険期間終了後の確定精算は不要です。



さらに、割引制度をご利用いただくと、保険料がおトクになります。(タフビズ賠償総合保険)

自動車の安全管理および自動車保険の良好なリスク状況に対して適用される割引



優良フリート割引 **10%・5%**

記名被保険者が、10台以上のお車を契約されている自動車保険のフリート契約者で、引受保険会社で定める自動車安全管理状況がすべて良好^{※1}な場合に、ビジネス総合保険の加入申込日時点で適用されているフリート契約の優良割引率^{※2}に応じて割引を適用します。

優良ノンフリート割引 **5%**

記名被保険者が自動車保険のノンフリート契約者で、引受保険会社で定める自動車安全管理状況がすべて良好^{※1}であり、かつ、ビジネス総合保険の加入申込日時点で全車が7等級以上^{※3}の場合に5%の割引を適用します。

ポイント

自動車保険の 保険会社を問いません!

(注) 共済を除きます。

- ※1 「車両管理台帳および運行日誌の備付がある」、「安全運転管理責任者を選任している」などの項目にすべて「はい」と回答された場合をいいます。
- ※2 フリート契約の優良割引率が40%以上の場合に10%、20%以上の場合に5%の割引を適用します。
- ※3 継続契約または中途更改後の新契約で、直前の契約期間中に新規取得した6等級の車両がある場合、他の全車両が7等級以上のときは、全車7等級以上とします。

品質・環境・食品安全管理等の取組みに対して適用される割引

ISO/HACCP等割引 **20% 割引**

加入申込日時点で、ISO **8** やHACCP **9** (右記のいずれかの認証)を取得していれば、割引を適用します。

加入申込日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業[※]

- ①ISO9001
- ②ISO14001
- ③ISO22000
- ④HACCP

※ 認証の取得は全事業所・一部事業所を問いません。

ポイント 優良フリート割引、優良ノンフリート割引、ISO/HACCP等割引の適用範囲について

オプション特約を含めた保険料に適用されます。

リスクが少ないと判断できるケースでは保険料がおトク!



優良フリート割引、優良ノンフリート割引

10%・5%

ISO/HACCP等割引

20%

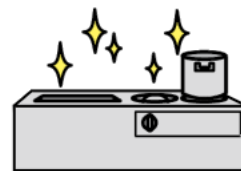


食品衛生監視票の採点状況に対して適用される割引

食中毒・特定感染症利益補償特約のみ

施設の衛生管理状況などの割引

食品衛生監視票^{*}の採点に応じて割引を適用します。



^{*} 食品衛生法、厚生労働省通知に基づき、食品衛生監視員が食品事業者の衛生設備・管理状況を採点(100点満点)したものです。保健所に交付願を提出することでその交付を受けられます。

? 用語のご説明

8 ISO

電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定する国際標準化機構をいい、同機構が策定した国際規格として保険の割引の対象となるのはISO9001(品質マネジメントシステム)、ISO14001(環境マネジメントシステム)、ISO22000(食品安全マネジメントシステム)があります。

9 HACCP

食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法をいい、国のHACCP認証といわれる「総合衛生管理製造過程承認制度」による認証のほか、自治体、業界団体、民間などの認証機関によるものがあります。

保険料例 (基本の補償の場合)

業種	年間売上高	支払限度額	免責金額	ベーシックプラン	ワイドプラン
飲食店 (52)	1億円	1億円	0円	6,740円/月	7,900円/月
大工工事 (7E)				19,200円/月	24,040円/月
自動車修理業 (S.J)				10,330円/月	11,770円/月

^{*} 上記保険料は「優良ノンフリート割引5%」を適用しています。

^{*} 業種の()内はリスク区分コード

ご加入にあたって

ご加入条件についてまとめています。ご加入前に必ずご確認ください。

1. 制度概要

ご加入対象者 (記名被保険者)

この保険契約は、商工会議所会員で、日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者の方が対象となります。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

保険契約者

この保険契約は、日本商工会議所を保険契約者とし、各地商工会議所の会員事業者を加入者とする団体契約です。

	新規	中途加入
募集期間	平成28年4月12日～平成28年6月30日	平成28年7月1日以降
申込締切日	平成28年6月30日	毎月末日
保険期間(ご契約期間)	平成28年7月1日 午後4時～平成29年7月1日 午後4時	お申込み翌月1日午後4時～平成29年7月1日 午後4時
(第1回目)保険料振替日	平成28年8月27日(注1)(注2)	保険責任開始月の翌月27日(注1)(注2)

(注1) 金融機関休業日の場合は翌営業日

(注2) 保険料のほかに加入申込者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます。

2. 被保険者(補償の対象となる方)について

この保険の補償を受けられる方は、次のとおりとなります。

基本の補償

- ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の役員・使用人、下請負人および工事の発注者*
 - ③生産物・業務の結果危険では下請製造業者または販売業者(ワイドプランのみ)
- * 記名被保険者の業務の遂行により、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りです。

詳細は、別冊「重要事項のご説明」P6以降の「補償内容の詳細」をご参照ください。

オプション補償

記名被保険者のほか、補償内容に応じてその他の方が被保険者となることもあります。

3. 対象業種*1について

ビジネス総合保険制度は、製造業、販売業、飲食業、建設業*2、サービス業の会員事業者がご加入いただけます。



ご加入いただけるサービス業

- 写真館、フォトショップ
- クアハウス、浴場
- ハウスクリーニング業
- 映画館、劇場*2
- スポーツ施設提供・運営業(スケート場、アーチェリー場、射撃場を除きます)、カルチャースクール(スポーツ関連)*3
- カルチャースクール(スポーツ関連以外)*4
- ゴルフ場*2
- ゴルフ練習場、テニス場、テニス練習場、パッティングセンター*2
- 遊技場(ゲームセンター、ボウリング場・ビリヤード場・ダーツ場等)
- 遊園地(有料の施設)
- ビルメンテナンス・清掃業
- 理髪店、美容院
- 不動産仲介業
- クリーニング店
- 冠婚葬祭業
- 新聞販売業
- パチンコホール、スロット店
- 自動車修理業
- ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業
- ペットショップ



ご加入いただけない業種(主なもの)

- 医薬品製造・販売業
- 運送業、貨物・旅客運送業
- 金融業
- 警備業者
- 広告代理店、放送事業者(ケーブルテレビを含みます)
- 港湾埠頭業者
- 倉庫業者
- 駐車場業者
- 病院・診療所
- 弁護士、税理士等各種専門職業向け専門職業人
- 旅館・ホテル
- 塾
- 白蟻防除業者
- 介護保険・社会福祉事業者 など

⚠ スカイダイビング、スキューバダイビング、バンジージャンプなど危険な運動に起因する損害賠償責任は補償されませんので、ご注意ください。

*1 次の業種はタフビズ賠償総合保険にはご加入いただけますが、事業財産総合保険(休業損失のみ補償)にはご加入いただけません。詳しくは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご照会ください。

- ・床面積が1,650㎡以上の百貨店、スーパーマーケット
- ・客席の床面積が660㎡以上の映画館、劇場
- ・床面積が330㎡以上のキャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー等
- ・競馬場・競輪場等
- ・仮設興行場(仮設海水浴場・博覧会等)

・動物園・植物園等

・工場物件、作業場物件(ただし、作業人員が常時5人以上の場合)など

*2 タフビズ賠償総合保険にはご加入いただけますが、事業財産総合保険(休業損失のみ補償)にはご加入いただけません。詳しくは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご照会ください。

*3 スイミングスクール、卓球教室、ヨガ教室、エアロビクス等

*4 英会話、料理教室、茶道、華道、着付け教室、和洋裁教室、教養講座等

4.売上高等について

ビジネス総合保険制度は年間売上高50億円以下の会員事業者がご加入いただけます。

5.「支払限度額等」「1事故免責金額」の設定について

		支払限度額等	1事故免責金額	
基本 の補償	基本契約	対人事故・対物事故共通で、1事故につき、 5,000万円 1億円 2億円 3億円 4億円 5億円 6億円 7億円 8億円 9億円 10億円 のいずれかからお選びください(ただし、生産物・業務の結果危険補償については保険期間中の総支払限度額として上記の額と同額が適用されます)。	0円 1万円 3万円 5万円 10万円 30万円 50万円 100万円	
		管理財物損壊補償、施設修理等危険補償、昇降機危険補償、工作車・施設内専用車危険補償、漏水補償、雨漏り等補償、塗料飛散危険補償、国外一時持出品補償、不良完成品損害補償、不良製造品損害補償の1事故支払限度額は、基本契約の賠償責任補償と同額となります。	よりお選びください。	
		人格権侵害・広告宣伝侵害補償 ^{※1}	被害者1名につき100万円かつ1事故および保険期間中1,000万円	なし
		使用不能損害拡張補償 ^{※1}	1事故および保険期間中100万円	なし
		被害者治療費等補償	被害者1名につき50万円*かつ1事故および保険期間中1,000万円 *見舞金は被害者1名につき10万円が限度(見舞品購入費用は被害者1名につき3万円が限度、見舞金と合算で10万円が限度)	なし
		初期対応費用補償 ^{※1}	1事故および保険期間中1,000万円	なし
		訴訟対応費用補償 ^{※1}	1事故および保険期間中1,000万円	なし
		国外一時業務危険補償	1事故および保険期間中1,000万円	基本契約と同じ ^{※2}
		来場者携帯品等補償 ^{※1}	1事故につき10万円	3,000円
		借用財物損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	なし
生産物・仕事の目的物損壊補償	1事故および保険期間中、基本契約の1事故支払限度額×3%	基本契約と同じ ^{※2}		
リコール費用補償	1事故および保険期間中300万円	基本契約と同じ ^{※2}		
ワイドプラン	借用イベント施設損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	10万円 ^{※3}	
	データ損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	なし	
	受託物損壊補償	1事故および保険期間中100万円	3,000円 ^{※4}	
	謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償	1事故および保険期間中1,000万円	なし	
	工事遅延損害補償	1事故および保険期間中1,000万円(遅延規定に基づく額が限度)	なし	
	支給財物損壊補償	1事故および保険期間中1,000万円	5万円	
	食中毒・特定感染症利益補償特約	売上高に応じて機械上自動計算される額または5億円のいずれか低い額(約定支払期間は3か月)	なし	
借用不動産損壊補償特約	●賠償責任補償条項 1事故につき 1,000万円 3,000万円 5,000万円 1億円 よりお選びください。	10万円 ^{※3}		
	●修理費用補償条項 1事故につき300万円	3,000円		
リコール費用拡張補償特約	1回の回収等および保険期間中3,000万円	基本契約と同じ ^{※2}		
拡張補償増額特約	この特約がセットされた場合は下表のとおり支払限度額を増額します。		なし	
	人格権侵害・広告宣伝侵害補償	1名、1事故および保険期間中3,000万円		
	使用不能損害拡張補償	1事故および保険期間中について3,000万円		
	初期対応費用補償	1事故および保険期間中について3,000万円		
	訴訟対応費用補償	1事故および保険期間中について3,000万円		
来場者携帯品等補償	1名につき10万円、1事故について3,000万円			
事業財産総合保険(休業損失のみ補償) ^{※5}	保険金額は1日あたりの粗利益額を基準に1対象施設につき200万円を限度とします。	なし		

- ^{※1} 拡張補償増額特約を付帯することで支払限度額を増額することができます。 ^{※4} 受託物が自動車または原動機付自転車の場合、1事故につき免責金額5万円を適用します。
^{※2} 基本契約で保険金をお支払いする事故が同時に発生した場合でも、補償条項固有に免責金額を適用します。 ^{※5} 食中毒・特定感染症利益補償特約と補償内容が重複する部分があります。補償が重複する場合は補償が過大になり、不要な保険料をご負担いただくこととなりますので十分に注意してください。詳細は取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ^{※3} 事故原因が火災、破裂、爆発、給排水設備等からの水漏れの場合、免責金額を適用しません。

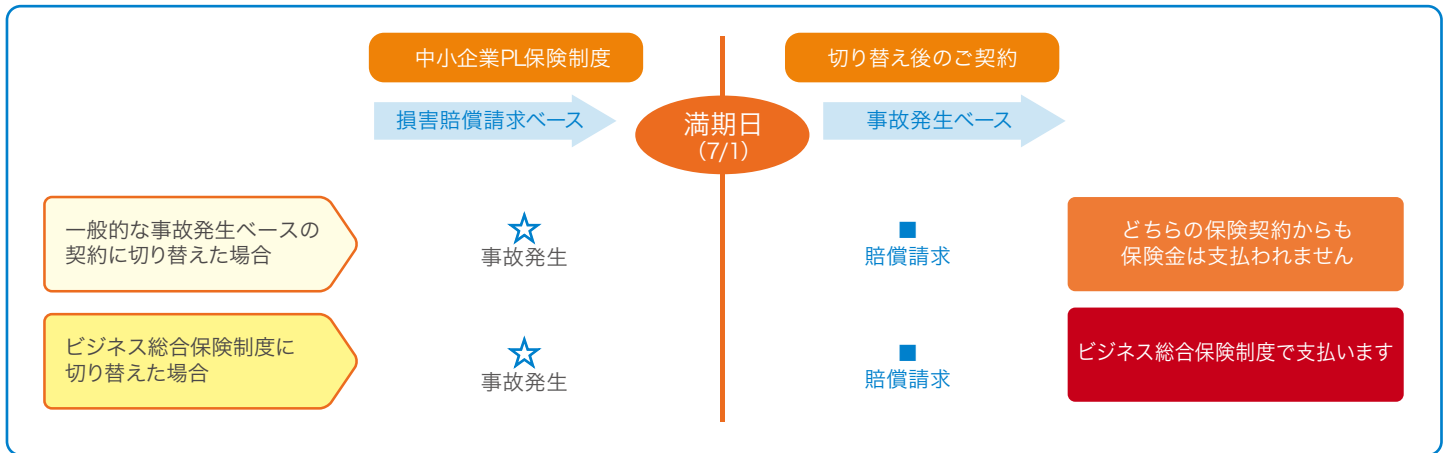
ご注意 中小企業PL保険制度ご加入の方へ

■ビジネス総合保険制度の「損害賠償請求ベースからの継続に関する特則」について

- ①中小企業PL保険制度は「初年度契約日(制度に最初に加入した日、一度脱退した場合は、再度加入した日)」以降に発生した事故について、**保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことをもって保険金支払いの対象事故とする「損害賠償請求ベース」の保険制度**です。
- ②一方、ビジネス総合保険制度は、**保険期間中に発生した事故が対象**となる「事故発生ベース」の保険制度です。
- ③通常、損害賠償請求ベースの保険契約から、事故発生ベースの保険契約に切り替えた場合、更改前の契約の保険期間中において事故が発生し、更改後の契約の保険期間中に損害賠償請求がなされた場合は、保険金は支払われません(下図参照)。
- ④**ビジネス総合保険制度では、先行する損害賠償請求ベースの保険契約が、以下の条件をすべて満たす場合に限り、保険期間開始前に発生した事故に**

ついて保険期間中になされた損害賠償請求についても、その事故が保険期間中に発生したものとみなして、保険金を支払います。

- ・保険期間中になされた損害賠償請求が「中小企業PL保険制度」をご加入者が継続していたならば、保険金支払いの対象となったであろうと認められる事故に起因する損害賠償請求であること。
- ・その「中小企業PL保険制度」では、保険金が支払われないこと(「中小企業PL保険制度」の保険期間中に事故またはその原因もしくは事由の発生を認識していないこと)。
- ・損害賠償請求がなされた時の保険契約が、「中小企業PL保険制度」から切り替えられたビジネス総合保険制度であること(途切れることなく継続されていること)。



企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます!

お電話
ください。
“経営の困った”に
スピーディに
対応します。



法律
の
ご相談

税務
の
ご相談

人事労務
の
ご相談

に弁護士・税理士・社会保険労務士が電話で
アドバイスします(予約制)。

- ・ご利用時間:平日13~17時(土日祝日、12/25~1/5を除きます)
- ・サービスをご利用いただける方は保険契約者および被保険者(法人の場合はその法人の代表者)となります。



- ・このサービスは、日本国内の法律・税務・人事労務に関するご相談が対象となり、海外のご相談は対象となりません。
 - ・サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回までとなります(予約制)。
 - ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
 - ・一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
 - ・既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
 - ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 - ・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
- 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に加入者証と共に送付する「普通保険約款・特別約款・特約集」でご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

タフビズ
賠償総合保険なら
30点!

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。

あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、東日本大震災で被災した学校に、教材や教育設備品の援助を行っています。



- このパンフレットは「ビジネス総合保険制度」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。
- タフビズ賠償総合保険・事業財産総合保険の「普通保険約款・特別約款・特約集」は保険契約者(日本商工会議所)に交付されます。
- 「ビジネス総合保険制度」の正式名称はタフビズ賠償総合保険(事業所・団体包括特別約款、事業所包括賠償責任補償特約セット賠償責任保険)および事業財産総合保険です。

商工会議所名

(引受保険会社)

(取扱代理店・扱者)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
http://www.aioinissaydowa.co.jp

(160107) (2016年2月承認) GA15H011527 (45-713)